

施設等利用認定を受けた方の償還払い (施設等利用費の支給について)

概要

施設等利用給付認定(新2号・新3号認定)を受けた方が、施設等利用費の支給を受けるには償還払いの手続きが必要です。償還払いとは、一旦保護者が支払った利用料を、保護者の請求に基づき、熊本市が保護者に支給する仕組みです。

【対象者について】

施設等利用給付認定(新2号・新3号認定)を受けた方です。

認定を受けた方には、施設等利用給付認定通知書が送付されておりますので、ご確認ください。

【対象となる施設やサービスについて】

対象となる施設及びサービスは原則として以下のとおりです。

- 幼稚園や認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育
- 認可外保育施設
- 一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業

【主な対象施設一覧】



なお、実際に利用する施設やサービスが対象となるかについては熊本市ホームページをご確認ください。

支給額(上限額)及び使用する様式について

施設等利用費の支給額は、上限額と実際の利用料を比較し、低い方の金額となります。

【認可外保育施設等に在園中の方】 ①の請求書を使用

認可外保育施設及び一時預かり事業等の利用料について、施設等利用費の支給額は、月上限額(新2号認定37,000円、新3号認定42,000円)と実際の利用料のいずれか低い方の金額となります。

【幼稚園等に在園中の方】 ②の請求書を使用

幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育について、施設等利用費の支給額は、「利用日数×日額単価450円」(月上限額:新2号認定11,300円、新3号認定16,300円)と実際の利用料のいずれか低い方の金額となります。

また、幼稚園等に在籍しているが、幼稚園等の預かり保育の実施時間が短いなど、十分な水準にない場合、上限額の範囲内で預かり保育に加え認可外保育施設等の利用も無償化対象となります。

償還払いの手続きについて

償還払いにより施設等利用費の支給を受けるには、保護者が「施設等利用費請求書」に必要書類を添えて提出する必要があります。手続きの流れは以下のとおりです。

1. 利用した施設から「領収証」、「提供証明書」が発行されます。
2. 「請求書」に必要事項を記入のうえ、「領収証」、「提供証明書」、「振込先の口座情報が確認できる書類（通帳の写し等）」を添付して保育幼稚園課に提出してください。
※今回の対象期間は、**令和6年1月分から令和6年3月分**となります。
※令和5年12月以前で請求していない分があれば、併せて過去2年分まで請求できます。
ただし、2年を過ぎると請求できませんのでご注意ください。
※通園する施設によっては、請求書等を施設へご提出いただく場合があります。
3. 保育幼稚園課にて確認・審査を行い、指定の口座に施設等利用費を振り込みます。
※振込時期は令和6年5月下旬を予定しております。ただし、提出書類の再提出等で振込時期が変更になる場合もあります。

請求書等の提出について

- 請求書の提出については、原則として**郵送**による提出とします。
- 記入については、請求書の記入例を参考にしてください。
- 郵送は、**令和6年（2024年）4月30日（火）必着**でお願いします。
※上記期限外の請求については受付を行っておりません。
※郵送の際は、必要額分の切手を必ず貼ってください。
- 請求時期は、年4回（4月、7月、10月、1月：各月末〆切）で、今回の提出に間に合わなかった場合は、次回に前回分と合わせて請求ができます（ただし、2年以内）。

【送付先】

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1-1

熊本市 保育幼稚園課 給付班 償還払い担当者 宛

※詳細については、保育幼稚園課にお問い合わせください。

※提出の前に、「**請求書**」の添付書類として、次の3点が必要となりますので、ご確認ください。

- ① **「領収証」**
- ② **「提供証明書」**
- ③ **「振込先の口座情報が確認できる書類」**
(通帳見開きの写し等)

利用した施設が発行したもの

③は、前回、施設等利用費請求に指定した口座と同じ場合は省略可（ただし、きょうだい等で、請求対象となる児童が変わる場合は、改めて提出が必要です。）。また新たにマイナポータルでの公金受取口座の活用を希望する場合は別途ご連絡ください。

※申請書などの詳細は、熊本市ホームページをご覧ください。

問合せ先: 熊本市保育幼稚園課

TEL:096-328-2568

